

改正

令和3年6月29日告示第129号

笠松町廃棄物処理に係る印刷物等の広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、笠松町広告掲載に関する要綱（平成17年笠松町告示第100号）に基づき、町が廃棄物処理のために作成する印刷物等に掲載する広告の取扱いに関して必要な事項を定める。

(広告の規格、枠数、掲載料等)

第2条 広告の規格、枠数、掲載料等は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体等が掲載する広告については掲載料を無料とする。

| 区分 | | 規格 | 枠数 | 広告掲載料 (1枠当たり) | 色数 | 掲載期間 |
|--------------------------------------|-------------|------------------|----|------------------|----|--------------|
| 資源とごみのカレンダー | | 縦20mm 横135mm | 4枠 | 30,000円 | 4色 | 1年 |
| 家庭ごみハンドブック | | 縦60mm 横180mm | 4枠 | 50,000円 | | 作成した 印刷物等 |
| 指定ごみ 袋 | 可燃ごみ (大) | 縦200mm 横200mm | 2枠 | 150,000円 | 単色 | がなくな るまで |
| | 可燃ごみ (小) | 縦150mm 横150mm | 2枠 | 100,000円 | | |
| | 不燃ごみ | 縦200mm 横200mm | 2枠 | 50,000円 | | |
| 備考 指定ごみ袋の広告掲載は、2枠同時の掲載の申込みができるものとする。 | | | | | | |

(広告掲載の申込み)

第3条 広告申込者は、広告掲載日前の町長が指定する期日までに、笠松町廃棄物処理に係る印刷物等の広告掲載申込書（様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、地方公共団体等については、この限りでない。

(広告掲載の決定等)

第4条 町長は、広告掲載申込書を受理したときは、その内容等を審査し、速やかに広告掲載の可否を決定し、笠松町廃棄物処理に係る印刷物等の広告掲載（承諾・却下）通知書（様式第2号）により広告申込者に通知する。

2 広告掲載を承諾された者（以下「広告主」という。）は、承諾を受けた後、広告掲載の日前の町長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告の作成及び提出)

第5条 広告は、町長が指定する方法により町の負担で作成する。

2 広告主は、広告に使用する原稿を広告掲載申込書の提出の際に、デジタルデータで提出する。

(広告掲載の中止又は承諾の取消し)

第6条 町長は、次のいずれかに該当するときは、広告掲載を中止し、又は承諾を取り消すことができる。

- (1) 関係官公庁からその掲載を禁止されたとき。
- (2) 自然災害、交通事故その他により掲載が困難なとき。
- (3) その他廃棄物処理に係る印刷物等の広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月29日告示第129号)

この要領は、令和3年7月1日から施行する。